

## 令和4年度事業計画書

「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現」に向けた国内外の動きが加速度的に広がっている。当協会は、引き続き、長野県が掲げる「徹底的な省エネルギーと再生利用可能エネルギーの普及拡大の推進」により、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「気候非常事態宣言」に賛同し、県内中小事業者の二酸化炭素排出量削減の効果的で無理のない自主的取組みである環境マネジメントシステム「エコアクション21」認証・登録を推進するとともに、環境検査や事業所における環境部門担当者等を対象とする研修事業を通し、県内事業所の環境経営の普及拡大を図ることで県民生活環境の保全並びに産業の発展に寄与する。

事業実施に当たっては、個々の業務の必要性・優先順位・実施手法を検討し、効率的・効果的な業務の実施に努める。

以下に、具体的な事業計画を示す。

なお、本年度事業の執行については、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないことを考慮し、感染拡大防止に最大限配慮するとともに、国や県からの要請に応じ、計画事業の縮小・変更も考慮する。

(注) 新：新たな事業 改：内容を変更する事業)

### 1 相談・アドバイス事業

会員等の依頼に応じ、環境保全施設の設置、改善、維持管理、廃棄物の適正処理及び有効利用方策、省エネ等の課題など、産業環境保全対策関連全般にする相談・アドバイスを以下の区分により実施する。

#### (1) 環境マネジメントシステムに関する助言

会員等がエコアクション21並びにISO14001に対する理解を深めるための啓発活動の実施や、認証取得希望会員に対して認証が効果的に行われるよう相談・アドバイスを実施するとともに、このシステムが有効に機能し得るよう相談・アドバイスを行う。

#### (2) 化学物質管理、省エネルギーに関する高度な専門的アドバイス

化学物質管理、省エネ（工場などの建物の省エネ含む）など専門的知識が要求される事項については、当協会技術専門委員ほか専門家及び専門機関の協力を得て、要望に沿ったアドバイスを行う。

#### (3) 水質分析に基づくアドバイス及び水質分析の奨励

会員等に対し定期的な水質検査により適正に水質保全を図ることを奨励するとともに、その分析結果に基づき環境保全施設の運転管理についての的確なアドバイスを行う。

#### (4) 環境問題に関するアドバイス

騒音・振動及び悪臭（いわゆる感覚公害）などの環境問題の相談・アドバイスを実施する。

### 2 各種講習会事業

会員等の事業所の環境対策を担う担当者を対象として、基礎から最新の知識・技術・情報を習得できる実践的な講習会を開催する。

新型コロナウイルス感染防止、専門講師の確保及び遠方の会員事業所等の便宜を図るため、会場講習にこだわらず、積極的にWeb方式の講習会も企画・実施する。

#### (1) 環境保全基礎研修会

会員企業等の社員への産業環境教育の場としての活用を目的に、主として新たに企業の環境担当になった会員企業等の職員を対象とした環境関連法規や、環境対策技術の基礎を習得する講習会を開催する。

#### (2) 化学物質管理関係研修会

特に製造業に取り組みが求められる化学物質関係の国内外の環境規制の動向について、専門家を講師とした研修会を開催する。

### (3) 改 二酸化炭素排出削減に関する研修会

喫緊の課題であるCO<sub>2</sub>排出量の削減に関する具体的・実践的な手法について、エコアクション21セミナーのテーマのひとつとして、専門家を講師とした研修会を企画・開催する。

### (4) 新 環境課題解決研究会

会員事業所等の環境保全対策上の課題や環境法令の改正に伴い必要となる対応について、必要に応じ、専門家を交え、担当者が意見交換・検討する場として、研究会を設置する。

## 3 エコアクション21認証・登録地域事務局事業

国内中堅・中小企業の環境経営を支援し、環境と経済の好循環を推進することを目的に、環境省が制定した環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の地域事務局として、認証・登録に関する業務を行う。

また、セミナーの実施に当たっては、上記2各種講習会事業と同様、会場講習にこだわらず、積極的にWeb方式の講習会も企画・実施する。

### (1) エコアクション21セミナー

長野県と共催し、認証・登録中の事業者向けの効率的な運用方法説明会や新たに取り組む事業者向け説明会を開催する。

### (2) 改 集団コンサルティング研修会

普及戦略会議が主体となり、構成団体と協力し、集団コンサルティング研修会を開催する。

### (3) E A21研修会と連携した無料個別相談会の定例開催

昨年度後半から実施した、事前に事業者から申し込みを受け、環境マネジメント等の相談を無料、個別で受けられる相談会を毎月1回開催する。

### (4) 新たな審査員育成に向けたPR活動の実施

中央事務局や信州E A21研修会と連携し、新たな審査員育成のためのPR活動を行う。

## 4 情報の収集及び提供等

### (1) 改 環境速報の発行

環境関係の法令及び条例の改正、新技術の紹介、公害防止管理者国家試験、同認定講習の実施、その他事業所の環境管理に必要な情報を「環境速報」として提供する。配布時期及び回数は、会員へのタイムリーな情報提供の観点から、不定期とする。

### (2) 会報の発行

会員相互の理解促進等に資するため、投稿による環境保全に関する新技術等の紹介、論文体験談、その他幅広い記事を掲載した会報「サン」を発行する。原稿募集の際の会員への情報発信について、様々な媒体の利用を検討する。

### (3) 「公害関係基準のしおり」の印刷・頒布

会員事業所等の各種環境基準に基づく適正管理業務に必要な情報提供のため、長野県環境部が県ホームページで公開している「公害関係基準のしおり」を長野県オープンデータサイトの利用規約に基づき、印刷・頒布する。

- (4) 関係団体との情報交換  
産業環境管理協会他、関係諸団体、諸機関と連絡を密にし、情報の収集、提供を図る。
  - (5) 協会ホームページの充実  
ホームページ内容の充実を図り、会員のニーズにあった情報サービスの提供に努める。
  - (6) 会員加入の促進のための情報提供等  
本会会員への加入促進に資するため、協会主催の研修会、イベント開催時に協会事業に関する情報等を提供する。
- 5 各種環境イベント参加・協力事業
- (1) 信州環境フェア  
実行委員会構成団体として協力する。
  - (2) キッズサイエンスへの出展  
若い世代への協会事業のPRを目的に出展する。
- 6 表彰
- 環境保全意識の高揚に資するため、次の表彰を行う。
- (1) 環境保全実務功労者の顕彰  
会員事業所において、15年以上にわたり、公害防止管理者または環境保全実務担当者として、環境保全に功労のあった者を表彰する。
  - (2) 環境保全対策優良事業所の表彰  
最近の5年間(それ以前に重大な公害事故を惹起した会員を除く)に環境保全のための諸法令に違反すること無く、その責務を全うし、地域住民から信頼され、地域社会に貢献している事業所を表彰する。
  - (3) 産廃資源化・減量化モデル事業所の表彰  
産廃の資源化、減量化、及び省エネ等の技術開発等により、その実用化に成功し、成果を納めている事業所を表彰する。
- 7 建議陳情 必要に応じ理事会に諮り、実施する。